

# 令和7年度青森県こどもの居場所づくり促進事業補助金

こどもの居場所の新規立ち上げや活動拠点の拡充を行う団体に対して、開設等にあたっての備品等購入のために必要な経費について補助します。

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>こどもの居場所の運営に直接必要となる、調理器具、机、いす等の家具、書籍等の備品等の購入経費</li><li>令和7年4月1日以降に購入した備品等を対象とします。</li></ul> ※消耗品及び単価30万円以上の備品等購入は補助対象外
補助額	補助対象経費の合計額 1団体について上限：50万円
対象団体	<ul style="list-style-type: none"><li>青森県内で、令和7年度内（R7.4.1～R8.3.31）に新たにこどもの居場所の活動を開始、設置予定の団体</li><li>既存の活動拠点を有する団体が令和7年度内に新たに活動拠点を開設、又は別形態の拠点を開設する場合</li><li>団体の活動目的、事業内容、7年度事業計画等に、「こどもの居場所」の運営に関わる項目が含まれていること。</li><li>営利を目的としておらず、利用料が無料又は低額な活動を行う団体であること。</li><li>年6回以上の定期的な開催を目指していること。</li><li>利用者が参集する場を青森県内に確保していること。</li><li>法人格の有無は問わないが、個人ではなく団体であること。</li></ul> （主たる事務所、代表者の定めがある、組織運営に関する規程を作成している、事業計画、収支予算書等が総会等において承認されている等の要件を満たしていること） <ul style="list-style-type: none"><li>社会福祉法人青森県社会福祉協議会の「みんなの居場所」に登録する意思があること。</li></ul> 【新規・拡充について】 <ul style="list-style-type: none"><li>「拡充」の対象は、学習支援の場を提供をしている団体が新たにこども食堂を始めるなど活動のメニューを増やす場合や、同一メニューでも新たに拠点を開設する場合は該当します。開催回数増加のみの拡充は対象外</li><li>活動休止していた団体が活動を再開する場合は、休止期間に関わらず対象外</li></ul>
応募期間・決定	【募集期間】令和7年7月～令和8年1月（予定） 【交付決定】交付申請により、順次審査、決定となります。
補助金の交付	交付決定の後、領収書等を添付した事業完了実績報告書を提出していただき、内容を審査後に補助金を支払います。